

平成30年度自治体職員協力交流事業 「協力交流研修員」募集要項

自治体職員協力交流事業は、海外の地方自治体等の職員を「協力交流研修員」（以下「研修員」とする）として日本の都道府県・政令指定都市・市区町村（以下「地方自治体」とする）で一定期間研修を行い、日本の地方自治体のノウハウ、技術等を習得することを通じて、海外の地方自治体等の発展に貢献するとともに、受入自治体の国際化施策等に協力することにより、相互理解の増進を図ることを目的とする。

本事業は、日本国の地方自治体が主体となり、総務省、（一財）自治体国際化協会（以下「クリア」とする）の支援のもとに行うものである。

1 事業概要

本事業は平成8年（1996年）度から実施をしており、これまでにアジア諸国をはじめ、世界38カ国・地域から1,141名の研修員を受け入れ、輩出してきた。過去の参加者はいずれも研修で得た貴重な経験を自国で活かし、直接もしくは間接的に日本の受入自治体との友好関係に寄与している。

2 研修期間

研修員は平成30年5月20日（日）に来日し、6ヶ月から12ヶ月間の研修を予定。研修期間は受入自治体によって異なる。

3 研修先

(1) 全体研修（日程は予定）

① 東京研修（5月21日、22日 於：東京）

来日ガイダンス、受入自治体担当者との面談、都内視察等

② JIAM研修（於：滋賀県（全国市町村国際文化研修所（JIAM）））

・4週間コース（5月24日～6月21日）

・6週間コース（5月24日～7月5日）

日本語研修、日本文化研修、日本の行財政制度研修等

※ 6週間コースの対象は日本語学習の初学者のみとなり、研修員来日前にどちらかのコースを選んでいただく。

(2) 専門研修（全体研修終了後 於：受入自治体）

4 研修内容と研修計画

来日直後の「東京研修」及び「JIAM研修」では約1ヶ月間にわたって日本語学習を中心に日本の地方行政等に係る研修を行う。

その後各研修員はそれぞれの地方自治体に配属され、受入自治体が用意する「専門研修」に参加する。この「専門研修」は本事業の中核をなし、内容と期間については、研修員の意向を考慮した上で、受入自治体が決定する。

5 応募資格

- (1) 海外の地方自治体等の職員であること。
- (2) 日本語又は英語の会話能力を有していること。特に日本語は、長期間日本で生活する上で非常に重要である。また、受入自治体の数に比較して、応募者多数の場合は、語学能力が研修員選考時の優先事項の一つである。
- (3) 日本の地方自治体で真摯に研修を受ける意欲のある者。また、帰国後に自国の地方自治体等において研修で学んだことを積極的に活かし、両国・両団体の友好に励む者。
- (4) 日本の受入自治体との協調性を保ち、受入自治体の指示に従う者。特に専門研修では受入自治体によって、本事業の他の研修員及び他の事業で来日する研修員と研修内容・期間・処遇・生活環境等が異なることがあるので、了解すること。
- (5) 日本において原則、6ヶ月間から12ヶ月間の研修を受けることについて、所属長からの許可及び推薦を得ることが可能な者。
- (6) 日本入国時の年齢は、原則として満20歳から満39歳までであること。
(ただし、受入自治体と派遣元自治体双方の意向が合致した場合等、特段の事情がある場合はこの限りではない。)
- (7) 自国の中等教育(高等学校)を修了していること。
- (8) 心身ともに健全であること。また、研修開始(来日)時点で妊娠していないこと。
(研修が長期にわたり、不測の事態が生ずるおそれがあるため、妊娠している者は本研修に参加できない。)
- (9) 犯罪歴等で日本入国に問題のない者。
- (10) 過去にこの事業に参加したことのない者。

6 研修条件

- (1) 研修員の選考と配属先の決定
研修員の受け入れについては、日本の地方自治体の意向(研修分野や受入条件)と合致しなければならない。そのため、地方自治体・総務省・クレアが応募書類に基づいて協議の上、研修員の選考と配属先の決定を行う。
- (2) 専門研修における処遇
「5 応募資格」のとおり、各研修員の処遇は専門研修の受入自治体によって異なる。
研修時間は、通常、受入自治体の勤務時間に合わせる。基本的に土曜日、日曜日、日本の祝日は休みとなるが、休暇については受入自治体の指示に従うことになる。ただし、研修の都合により、研修時間の変更や土曜日、日曜日、日本の祝日における研修が行われる場合がある。
宿舎は、受入自治体が適切な宿舎を斡旋する。
- (3) 費用負担と研修の中断
受入自治体は、研修員の往復渡航旅費、滞在費、研修費、日本国内移動旅費等を負担する。
研修員が研修を途中で取りやめ、帰国した場合については、やむを得ない理由がある場合を除き、原則として研修に要した全費用を研修員本人または本国の推薦機関が負担することとする。
また、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、原則として、研修期間中に一時出国することは認めない。なお、研修上必要な場合を除き、一時出国時に係る費用は研修員本人が負担する。

(4) 渡航

研修員には、指定された各国国際空港と日本の国際空港との間の往復航空券が支給される。指定空港までの各国国内交通費は個人負担であるが、各国の指定国際空港からの出国・経由地乗継に係る諸費用(経由地宿泊費を含む)は受入自治体が負担する。

なお、渡航経路については受入自治体が指定するが、東京研修を実施するため、研修員は必ず成田国際空港で入国する。

7 応募方法

(1) 応募者自らが、直接、本事業に応募する場合は、「協力交流研修員応募申請書」(別紙1)に「誓約書」(別紙2)と「健康診断書」(別紙3)を添付し、所属団体を経由して、**平成30年(2018年)1月19日(金)**必着で各国を管轄するクレア海外事務所(ただし、ブラジルからの応募の場合は**2月16日(金)**必着でブラジル自治体連盟まで)に提出すること。(各海外事務所の連絡先については、参考「クレア海外事務所所在地」参照。)

(2) 応募者の所属団体と日本の特定の地方自治体と姉妹(友好)都市交流等の関係に基づき、団体間の協議の結果として本事業に応募する場合は、「協力交流研修員応募申請書」(別紙1)に「誓約書」(別紙2)と「健康診断書」(別紙3)を添付し、所属団体を経由して、当該の日本の地方自治体に**平成30年(2018年)2月末までに**提出すること。

ただし、中国からの研修員の場合は、所属団体を経由して、応募書類を中国外交部に提出すること。

※ 申請書等に記載された個人情報については、当事業の実施に係る用途にのみ使用いたします。

8 研修員の決定後の来日準備

(1) 受入自治体は、受入決定通知書等を所属団体またはクレア経由で本人に送付する。
(ただし、中国からの研修員の場合は、クレアを通じて中国外交部に送付する。)

(2) 受け入れが決定した研修員は、ただちに日本への入国準備が必要となるので、次の書類を受入自治体の指示に従って提出すること。

- ① 写真(縦4cm×横3cmを4枚 3ヵ月以内に撮影したものに限る)
- ② 現在所属する団体の復職証明書(正副各1通)
- ③ 身分証明書(写し1通)
- ④ 旅券(パスポート)の写し(取得後で構わない)

(3) 研修員としての派遣が決定した後、派遣団体は、研修員に日本語の学習を行わせること。また、受け入れが決定した研修員は、日本入国までに日本語の学習を熱心に行うこと。

なお、英語(または母国語)で研修を受ける研修員についても、日本での日常生活においては、英語(または母国語)が通じることが少なく、簡単な日本語の会話能力が必要となるので、日本語の学習は必要となる。

(4) 受入決定後に妊娠が明らかになった場合は、速やかに受入自治体及びクレアに報告すること。

注意事項

(1) 法令上、研修員の家族は、日本において扶養家族として在留(「家族滞在」)することは認められていません。

(2) JIAMでは、ラマダン期間の食事対応を行うことは難しいので、ご留意ください。

クレア海外事務所所在地

○ニューヨーク事務所

Japan Local Government Center (CLAIR, New York)
3 Park Avenue, 20th Floor, New York, NY 10016-5902, U.S.A.
TEL 1-212-246-5542 FAX 1-212-246-5617
E-mail: jlgc@jlgc.org

○ロンドン事務所

Japan Local Government Centre (CLAIR, London)
15 Whitehall, London SW1A2DD, U.K.
TEL 44-20-7839-8500 FAX 44-20-7839-8191
E-mail: mailbox@jlgc.org.uk

○パリ事務所

Centre Japonais des Collectivités Locales (CLAIR, Paris)
10 rue de la Paix 75002 Paris FRANCE
TEL 33-1-40-20-09-74 FAX 33-1-40-20-02-12
E-mail: contact@clairparis.org

○シンガポール事務所

The Japan Council of Local Authorities for International Relations, Singapore
(CLAIR, Singapore)
6 Battery Road, #26-01/02 Singapore 049909
TEL 65-6224-7927 FAX 65-6224-8376
E-mail: info@clair.org.sg

○ソウル事務所

日本自治体国際化協会Seoul 事務所 (CLAIR, Seoul)
17th Floor Kyobo Bldg. 1,1-ga, Jongno, Jongno-gu Seoul, 110-714, Korea
TEL 82-2-733-5681 FAX 82-2-732-8873
E-mail: info@clair.or.kr

○北京事務所

日本国自治体国際化協会北京事務所 (CLAIR, Beijing)

100022 中国北京市朝阳区建国门外大街甲26号长富宫办公楼503室

TEL 86-10-6513-8790 FAX 86-10-6513-8795

Email: clairbj-jp@clair.org.cn

○シドニー事務所

Japan Local Government Centre (CLAIR, Sydney)

Level 12, Challis House, 4 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia

TEL 61-2-9241-5033 FAX 61-2-9241-5014

E-mail: mailbox@jlgc.org.au

※ブラジルからの研修員の選考・斡旋については、ブラジル自治体連盟 (CNM) のご協力をいただいております。

○ブラジル自治体連盟

(Confederação Nacional dos Municípios, CNM)

CNM INTERNACIONAL

SCRS 505, Bloco C Lote 01 - 3º andar

CEP: 70.350-530 - Brasília/DF Brasil